（備考）
１．③及び④は法第３条第３項第７号の３に掲げる事項を企業型年金規約に定めている場合に限り記載すること。
２．直近の11月末の状況について記載すること。
３．「平均月額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された掛金総額を当該期間内の在籍月数で除した数を記載すること。

15．年齢及び企業型年金加入者掛金ごとの企業型年金加入者の人数の状況

①個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者以外のもの（令第11条第１号に該当する者）

年齢区分 / 掛金額区分（平均月額）	～20歳	21歳～30歳	31歳～40歳	41歳～50歳	51歳～60歳	61歳～	人数計
0円							
1円～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～25,500円							
25,501円～27,500円							
人数計							

②個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者であるもの（令第11条第２号に該当する者）

年齢区分 / 掛金額区分（平均月額）	～20歳	21歳～30歳	31歳～40歳	41歳～50歳	51歳～60歳	61歳～	人数計
0円							
1円～ 5,000円							
5,001円～10,000円							